

平成25年2月18日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

25年度税制改正大綱決定

—改正法案は2月下旬より国会審議、4月連休前成立へ—

1月24日自民党税制調査会により「平成25年度税制改正大綱」が決定されました。法案等細目未公表ですが、概要は明らかになりました。その主なものをみていきます。

◎個人所得税

- ①課税所得 4000万円超の適用税率を現行40%から 45%へ引き上げ…平成27年分から
- ②少額非課税投資制度（届出た非課税口座内の上場株式等の配当所得、譲渡所得の非課税措置；現行、平成26年～28年の期間で合計300万円まで）を拡張し、平成26年～平成35年までの期間で総額500万円までとする。

◎法人税

- ①平成25年4月1日～28年3月31日の期間に開始する各事業年度において国内の使用人に対する給与を一定額以上増加させた場合、その増加額の10%を法人税額から控除。
- ②中小法人の交際費の損金算入限度額を800万円（現行600万円）に引上げ、限度額までの金額を全額損金算入（現行10%損金不算入）とする。

◎相続税・贈与税

- ①相続税基礎控除（現行、「5000万円+1000万円×法定相続人数」）を「3000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ。…平成27年以後の相続より
- ②課税遺産額2億円超の場合の相続税率引上げ。…平成27年以後の相続より
2億円超3億円以下…45%（現行40%）、3億円超6億円以下…50%（現行と同じ）
6億円超…55%（現行50%）
- ③小規模宅地等の特例の対象面積の上限を330㎡（現行240㎡）に引上げ。…平成27年以後
- ④贈与税率変更…平成27年以後の贈与より（カッコ内は子、孫が贈与を受ける場合）
200万円以下…10%、200万円超300万円以下…15%、300万円超400万円以下…20%（15%）
400万円超600万円以下…30%（20%）、600万円超1000万円以下…40%（30%）、1000万円超1500万円以下…45%（40%）、1500万円超3000万円以下…50%（45%）、3000万円超4500万円以下…55%（50%）、4500万円超…55%（55%）
- ⑤相続時精算課税適用対象の受贈者に 20歳以上の孫を加え、贈与者の年齢制限を60歳以上に引下げ…平成27年以後の贈与より
- ⑥「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」…平成25年4月～27年12月末の贈与受贈者（年齢30歳未満の子や孫に限る）の教育資金に充てるため、金銭等を拠出し金融機関・金融商品取引業者に信託をした場合には、拠出した金額のうち受贈者1人につき1500万円（学校以外の者に支払われる金銭については500万円限度）までの金額は贈与税を課さない。